

# 常総市の図書館

—令和2年度 図書館要覧—

常総市立図書館

## 目 次

1.	常総市の概要	1
2.	図書館活動の沿革	2
3.	運営の基本方針と重点・努力目標	6
4.	事業の概要	7
	(1) 令元年度事業実績	
	(2) 令和2年事業計画	
5.	予算概要	12
	(1) 予算の推移	
	(2) 予算内訳	
6.	利用統計	13
	(1) 図書館奉仕状況の推移	
	(2) 月別利用個人・団体別	
	(3) 相互貸借	
	(4) 地域交流センターへの貸出	
	(5) 月別資料区分別貸出冊（点）数	
	(6) 月別分野別貸出数	
	(7) 資料予約提供	
	(8) ベストリーダー	
	(9) 施設の利用状況	
	(10) コピーサービス利用状況	
	(11) 館内インターネット利用状況	
	(12) CD視聴利用状況	
7.	蔵書統計	22
	(1) 分野別蔵書冊数	
	(2) 視聴覚資料	
	(3) 雑誌	
	(4) 所蔵資料数	
	(5) 受入資料数	
8.	雑誌・新聞等	24
	(1) 雑誌	
	(2) 新聞	
	(3) 新聞縮刷版	
	(4) データベース	

9.	施設の概要	26
	(1) 所在地	
	(2) 施設	
	(3) 各階主要室面積	
10.	図書館協議会	27
11.	利用案内	28
12.	事務分掌と職員	30
13.	条例・規則等	31
	(1) 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例	
	(2) 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	
	(3) 常総市立図書館処務規則	
	(4) 常総市立図書館の広告掲載に関する規則	
	(5) 常総市立図書館の資料貸出等に関する要綱	
	(6) 常総市立図書館の資料弁償に関する要綱	
	(7) インターネットパソコン利用に関する内規	
	(8) 常総市立図書館資料収集に関する内規	
	(9) 常総市立図書館資料の除籍及び処理に関する内規	
	(10) 郷土資料分類規定	
	図書館の自由に関する宣言	60
	常総市民憲章	

## 1. 常総市の概要

常総市は、旧水海道市と旧石下町が合併し、平成 18 年 1 月 1 日に誕生しました。茨城県の南西部、都心から 55 キロメートル圏内に位置しており、東はつくば市、つくばみらい市、西は坂東市、南は守谷市、北は下妻市、八千代町にそれぞれ接しています。

面積は 123.64 平方キロメートルで、東西約 10 キロメートル、南北約 20 キロメートル、標高約 5～24 メートルです。気候は太平洋型の気候で四季を通じて穏やかです。

本市のほぼ中央には一級河川の鬼怒川が流れ、東部の低地部は広大な水田地帯となっています。西部は丘陵地となっており、集落や畑地、平地林が広がり、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯としての都市機能の強化が図られています。

幹線道路としては、南北に片側 2 車線道路の国道 294 号、東西に国道 354 号が整備されています。平成 29 年 2 月には首都圏中央連絡自動車道の常総 I C が開通しました。

鉄道は、南北に関東鉄道常総線が走り守谷・取手方面と下妻・筑西方面を結んでいます。

この間、平成 23 年には東日本大震災が発生、さらには平成 27 年 9 月には関東・東北豪雨が発生し、市域の三分の一が水に浸かるという甚大な被害を受けました。

関東・東北豪雨では、当図書館も鬼怒川の決壊現場から流れ出した川水により浸水し、多くの図書資料を失うこととなりました。しかし、国立国会図書館の協力により貴重な郷土資料の修復作業が行われ、今では、その修復資料の一部を貸し出し出来るまでになっています。

常住人口 59,567 人(令和 2 年 4 月 1 日現在)

世帯数 21,991 世帯

面積 123.64 平方キロメートル

距離 東西約 10 キロメートル、南北約 20 キロメートル

標高 5～24 メートル

## 2. 図書館活動の沿革

昭和48年7月	水海道公民館に図書室設置 OPAC(蔵書検索)システム開始
12月	基本構想決定
昭和56年3月	市立図書館設置条例公布, 基本設計完了
4月	水海道市立図書館発足, 建築工事費計上
7月	建築業者決定 着工
昭和57年1月	施行規則制定 図書館協議会発足
3月	竣工
5月	処務規則制定
7月	家具, 図書等配備完了 竣工式 開館
昭和58年	日本サインデザイン協会SDA賞を受賞
昭和59年	二水会館移築
昭和60年10月	第1回日本図書館協会建築賞受賞
昭和61年3月	前庭拡張整備 西通路完工
昭和62年4月	金曜日の開館時間を午後1時から7時に
昭和63年7月	閉架書庫増設工事完了(約3万冊閉架可能)
平成2年6月	五箇小学校図書館一般開放事業スタート
平成3年4月	コンピュータオンラインシステム完成
平成5年3月	開館10周年記念式典・記念講演会開催
平成7年7月	菅生小学校図書館一般開放事業スタート
平成8年7月	コンピュータクライアントサーバシステム導入
平成9年12月	二水会館 国登録有形文化財第8-003号に登録
平成10年11月	11月3日を臨時開館とする
平成12年7月	コンピュータシステム(バージョンアップ) ホームページ開設, インターネット利用者端末設置 OPAC(蔵書検索)システム開始
平成13年5月	5月5日を臨時開館とする
平成17年1月	五箇・菅生小学校図書館一般開放事業縮小(月4回→2回)

平成18年1月	旧石下町との合併により「常総市立図書館」に名称変更 条例・管理に関する規則等を改正
6月	レファレンス(相談窓口)カウンター開設 有料データベース「聞蔵(朝日新聞)」利用提供開始
平成19年7月	コンピュータシステム更新開始 五箇・菅生小学校図書館一般開放事業中止
10月	インターネットからの予約サービス開始
11月	ブックスタート事業開始
平成22年9月	図書館法施行60周年記念図書館関係者表彰 元水海道市立図書館長 谷 貝 忍 氏 地域交流センター図書室への貸出開始
10月	読み聞かせボランティア養成事業開始
平成23年1月	読み聞かせボランティア派遣開始
3月	東日本大震災により3/12～3/17まで臨時休館
4月	祝日開館実施 ただし節電のため時間延長は自粛
5月	市立保育所に絵本の巡回貸出開始
12月	開館時間延長の開始(18:00→19:00)
平成24年5月	市立幼稚園に絵本の巡回貸出開始
7月	コンピュータシステム更新・HPリニューアル
11月	開館30周年・記念講演会 : 講師 石塚真一氏
平成25年1月	開館時間延長(10:00→9:00)※金曜日を除く 新刊案内の変更(毎月1日・16日→第1, 第3金曜日)
2月	土日祝日, 春夏冬休みの学習室・昼食用休憩室開放
6月	雑誌スポンサー制度開始
平成26年2月	市内小中学校への図書配本開始
3月	二水会館改修工事
4月	開館日の一部変更(金曜日午後1時→木曜日午後1時) 資料整理日の変更(毎月最終金曜日→年6回以内で館長が定める日) 新刊案内の変更(毎月第1, 第3金曜日→隔週木曜日) 有料データベース「茨城新聞」利用提供開始

平成26年6月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始 書架の増設・館内配架の変更
7月	アスベストを含む建材使用があり, 休館 坂東市立図書館と相互利用協定締結
平成27年2月	アスベストの除去・空調改修・照明器具LED化 一般書架配置替・絵本書架配置替 2/17 図書館再開
4月	エレベーター改修工事 ビジネス支援用新聞2紙・雑誌4誌・データベース新規購入
6月	ビジネス支援コーナー・郷土資料コーナーの新設
7月	閲覧用パソコン増・無線LAN設置 防犯カメラ設置 夏休み期間の全日開館
9月	平成27年9月関東・東北豪雨により浸水。9/11より休館
平成28年3月	図書館復旧工事 3/1 仮設図書館の開設
7月	書架等設置工事 エレベーター復旧工事
8月	家具(机, カウンター等)設置 8/31 仮設図書館の閉館
9月	9/1～ 図書館再開準備のため臨時休館 10/3まで
10月	10/4 図書館再開 国立国会図書館で修復された資料の展示
11月	本館にて, 各種事業の開始(おはなし会, 赤ちゃんとあそぼう)
12月	〃 (2年ぶりにクリスマス会を開催)
平成29年1月	〃 絵本作家 風木一人氏講演会 寄贈された布絵本を配架

平成29年10月	開館35周年記念事業 直木賞作家:道尾秀介氏講演会
11月	絵本作家:宮西達也氏講演会
平成30年1月	4年ぶりにミュージアムパーク茨城県自然博物館の 「移動博物館」と体験講座の開催
4月	パネルシアターの貸出開始 市内小中学校への図書配本事業の見直し
7月	コンピュータシステム調達事業 ホームページのリニューアル
11月	児童コーナーへの防犯カメラ増設 全国訪問おはなし隊
平成31年4月	第一法規法情報総合データベース導入
令和元年11月	あすなろの里事業森の生活にて『森の百冊絵本』を実施
令和元年12月	市内児童クラブへの巡回貸出開始
令和2年1月	草間徹雄写真展とミュージアムパーク茨城県立自然博物館の 「移動博物館」と体験講座の同時開催
3月	コロナウイルス感染症予防対策により3/2～3/31まで臨時休館



### 3. 運営の基本方針と重点・努力目標

#### I 運営の基本方針

- ① 市民の暮らしに身近に役立つ図書館として、情報提供と資料の充実を図り、誰にでも親しまれる図書館づくりを推進します。
- ② 教養文化、調査研究、レクリエーションに資するとともに、利用者同士の情報交換の場として図書館施設を提供し、地域の教育文化の向上に貢献します。
- ③ 乳児やその保護者の方、ご高齢の方、障がいのある方などすべての住民の方が利用できるような環境づくりを目指します。

#### II 令和2年度重点・努力目標

##### (1) 重点目標

本に親しむ習慣の定着と質・量の向上を目途とし、知る喜びや学ぶ楽しさを実感できる図書館として利用促進を図っていきます。

##### (2) 努力目標

###### ① 図書館活動の推進

- ・ 教養、娯楽、生涯学習活動を支える中核施設として、市民のニーズに応えた資料の充実
- ・ ホームページ、インターネット等を活用したサービス提供やレファレンスサービスの充実
- ・ タイムリーな特集コーナーの充実
- ・ 子育て支援との連携によるブックスタート事業
- ・ 新小学1年生への図書館利用案内の配布
- ・ 小中学校の学校図書館への配本
- ・ 保育所、幼稚園への巡回配本などの充実
- ・ 二水会館を利用した事業の実施

###### ② 図書館サービス網の強化

- ・ 学校、幼稚園、保育所への読み聞かせボランティアの派遣
- ・ 「小中学校のための図書館利用案内」を活用した図書館の利用促進
- ・ 図書館見学や職場体験等の受入れ事業の推進
- ・ 蔵書検索、予約など図書館へのアクセス機能の充実
- ・ 学校・幼稚園・保育所・ボランティア団体等と連携した団体貸出の活動強化
- ・ 読み聞かせボランティア育成と協働の推進
- ・ 視聴覚室、集会室等を「常総ほっとサタデー教室」や学習室として開放

#### 4. 事業の概要

##### (1)令和元年度事業実績

事業名	実施日	実施場所	参加者数	対象者	事業内容
ブックスタート	年7回	常総市保健センター	173組	12か月児とその保護者	保健推進課が実施している12か月時の児童健診時に、絵本を介しての親子のふれあいを深めてもらうために「絵本」をプレゼントした。
	年4回	石下総合福祉センター	117組		
おはなし会 R1.4.1～ R2.2.23	毎月第2日曜日	図書館児童室 おはなし室	のべ304人	乳幼児と保護者	ボランティア「あすなろ」の協力により、絵本の読み聞かせを行った。
	毎月第3日曜日				図書館登録の読み聞かせボランティアの協力により、絵本の読み聞かせを行った。
	毎月第4日曜日				ボランティア「りんご畑」の協力により、絵本の読み聞かせを行った。
おすすめの1冊(児童書)	4/11～5/12	図書館	小学生以下		おすすめの児童書名を四つ葉のクローバーのカードに記入し、館内に設置した台紙に貼ってもらい、その結果により特集を展開した。
読み聞かせボランティアの派遣	R1.5月～ R2.2月	市内の保育所(園)・幼稚園・小学校に179回派遣	のべ 4,673人	保育所(園) 幼稚園 小学校	各施設の希望を取りまとめ、図書館で養成したボランティアを派遣した。3月分は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。
レロスモスコンサート	6/2(日)	二水会館	64人	市内外より	オペラ歌手4人が繰り広げる、歌とウクレレなどの楽器によるポップなコンサートを行った。
赤ちゃんと遊ぼう	4月～2月	図書館児童コーナー 絵本サークル	45組93人	乳幼児と保護者	職員により、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせや手あそび・わらべうたを歌ったりした。
読書教育活動を支援する貸出	H26年度から開始している	市内小中学校	市内小中学校 児童・生徒		図書館で所蔵する本を、読書教育の充実を図ることを目的に、希望する小中学校11校に200冊づつ2,200冊。
	隔月(4月から)	児童クラブ・幼稚園	児童クラブ利用者及び公立幼稚園園児		図書館で所蔵する絵本を各保育所・公立幼稚園に貸出し、2ヶ月ごとに巡回した。また、児童クラブに360冊。
読み聞かせボランティア研修会	3/1(日) ※中止	図書館視聴覚室	20人(予定)	読み聞かせボランティア団体	図書館ボランティアの技量向上と新規ボランティア獲得を図るため、フリーアナウンサーの澤則子氏、元茨城放送アナウンサーの藤田加奈子氏をお招きして研修会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止。
	3/15(日) ※中止	図書館視聴覚室	23人(予定)		
一日図書館員	8/3(土)～ 8/4(日)	図書館	のべ 9人	市内小学生	図書館職員の仕事(カウンターでの貸出や返却、本の整理等)を体験してもらう事で本に対して親しみをもってもらう。
リサイクルフェア	5/4(土) ・5/5(日) 11/30(土) ・12/1(日)	二水会館	のべ555人	図書館利用者	資源の有効活用を図ることを目的として、不要になった図書・雑誌を市民等に配布した。
ぬいぐるみお泊り会	10/20(日)	図書館	4人	小学生以下	お気に入りのぬいぐるみを図書館に預けてお泊りをさせ、そのぬいぐるみが夜になると、本を読んだり仕事を体験させる。様子を写真で渡す。

事業名	実施日	実施場所	参加者数	対象者	事業内容
おすすめの 一冊（一般書）	10/17～11/9	図書館		図書館利用者	おすすめの一般書名をカードに記入し、館内に設置した台紙に貼ってもらい、その結果により特集を展開した。
全国訪問 おはなし隊	実施なし	—	—	—	講談社のブックキャラバン事業。絵本を積んだキャラバンカーが全国を巡回。関東は2年に1回
文化サークル 作品展	10/31～ 11/13	図書館	4団体	市内外の住民	短歌や俳句、ペン習字など図書館で活動している団体による作品展を行った。
クリスマス会	12/15（日）	図書館視聴覚室	のべ66人	幼児～ 小学生	ボランティア団体『ハミング』によるパネルシアター36人と『ふうせんの会』によるバルーンアート作成31人のイベントを行った。
職場体験学習	5/15(水)～17(金) 5/30(木)～6/1(土) 7/23(火) 8/7(水)・8(木) 12/17(火)～21(土)	図書館	のべ 22名	市内 中学生 高校生 ・ 就労実習 生	図書館職員の仕事（カウンター業務・書架整理等、図書の選書、発注）について学ぶことで、勤労観や職業観を育み、自らの進路選択、決定に必要な能力や態度を身につけることを目的とした体験学習に協力した。
図書館見学	6/13(木) 7/16(火) 11/7(木) 11/14(木) 11/19(火) 11/21(木) 11/22(金) 11/28(木)	図書館	のべ 316人	市内小学生	社会科見学として、市内の公共施設を訪問する。図書館に親しみ、図書館を上手に利用するために、利用の仕方や施設の説明をした。図書館の本に興味を持たせることによって、今後の図書館利用促進を図った。
ブックスタート 研修会	R2.3/12(火) ※中止	図書館視聴覚室	6人 予定	読み聞かせ ボランティア	新型コロナウイルス感染症対策のため中止。ブックスタート事業の実績および次年度実施予定等の資料は郵送した。
森の百冊絵本	11/16(土)・ 17(日)	あすなろの里	92人	森の生活参 加者	あすなろの里主催のイベント『森の生活』に協力。コンセプトに合わせた100冊を選書し、会場で貸出を行った。
移動博物館	令和2年1月17日 ～1月29日 (12日間)	図書館視聴覚室	706人	市内住民	茨城県自然博物館により、館内に標本等を展示していただき、市民が自由に見学し、博物館資料を身近に感じてもらおう。また地元写真家の草間徹雄氏による写真展及び絵画展を同時開催した。

### 令和元年度 特集コーナーについて

季節や行事に合わせたものなど、様々なテーマで選んだ資料を、一般及び児童書架の新刊コーナー脇に展示しました。

	一般書	一般書 (臨時)	児童書	児童書(臨時)
4月	はじめまして××さん		世界のともだち	
5月	今だから読みたい！ 天皇・皇室関連の本		わたしのおすすめの一冊	2019 えほん50
6月	男女共同参画社会		かえる びよこびよこ	
7月	直木賞・芥川賞 受賞作特集	第161回 直木賞・芥川賞 候補作特集	朝の読書で読まれた本 2018年度	
8月	伝える”戦争”		たのしい！すずしい！でも あぶない！川遊び	
9月	頑張りすぎない特集 こころのサプリ		月のおはなし	
10月	スポーツの秋！ エクササイズ特集		HALLOWEEN	
11月	私のおすすめの一冊		さむらい	
12月	年の瀬大掃除特集	第162回 直木賞・芥川賞 候補作特集	サンタクロース	
1月	科学道100冊2019		科学道100冊 ジュニア	
2月	Run! 走る小説特集	科学道100冊2019	チョコレート	科学道100冊 ジュニア
3月	映画特集	科学道100冊2019	ここにも！そこにも！茨城博士	科学道100冊 ジュニア

## (2) 令和2年度事業計画

事業名	実施日	実施場所	参加予定	対象者	事業内容
ブックスタート	年8回	常総市保健センター	300組	12か月児とその保護者	保健推進課が実施している12か月児健診時に、ボランティアの協力のもと、「絵本」と「絵本を楽しむ体験」をプレゼントし、絵本を介して親子のふれあいを深めてもらう。
	年4回	石下総合福祉センター	180組		
おはなし会	毎月第2日曜日	図書館児童室 おはなし室	120名	幼児～小学生	ボランティア「あすなろ」による絵本の読み聞かせを行う。
	毎月第3日曜日		120名	幼児～小学生	図書館登録の「読み聞かせボランティア」による絵本の読み聞かせを行う。
	毎月第4日曜日		120名	幼児～小学生	ボランティア「りんご畑」による絵本の読み聞かせを行う。
読み聞かせボランティア派遣事業	年間	市内公立保育所、幼稚園、小学校	約6,000名	保育所 幼稚園 小学校	本好きの子どもたちを育てるために、小学校等へ読み聞かせボランティアを派遣する。
職場体験学習	年間	図書館	中学生、高校生		進路指導の一環として、図書館の仕事を体験してもらう。
図書館見学	年間	図書館	市内小学校		社会科まち探検授業、図書館施設見学
赤ちゃんとおそぼう	月1回	図書館児童コーナー 絵本サークル	乳幼児と保護者		職員による絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうたを行う。
絵本巡回配達便	隔月	市内公立 保育所・幼稚園	市内公立 保育所・幼稚園園児		図書館で所蔵する絵本を各保育所・公立幼稚園へ巡回貸出をし、2か月ごとに保育所・幼稚園を巡回する。
読書教育活動を支援する巡回貸出	巡回貸出	市内小中学校	市内小中学校生徒		図書館で所蔵する本を、読書教育の充実を図ることを目的に全校へ配本する。昨年度から希望校のみ
第一法規 法情報総合データベース導入	4月～	図書館			インターネット版の法情報総合データベースを導入。法令・判例・文献のクロスレファレンスを実現し、直感的な操作で、専門家でなくてもリサーチが可能。
わたしのおすすめの絵本展示発表	中止	図書館	小学生		読んで良かったなど、おすすめの絵本名をカードに記入し、台紙に貼ってもらい、本を展示する。
リサイクルフェア	10/3～4 (予定)	二水会館	図書館利用者		不要になった図書・雑誌を公共施設又は、市民に配布。
レレコスモス コンサート	中止	二水会館	64人	県内住民	オペラ歌手5人が繰り広げる歌とウクレレのポップな歌のコンサート
一日図書館員	中止	図書館	小学校4年生～6年生 各日6人		図書館職員の仕事（カウンターでの貸出や返却、本の整理等）を体験してもらい、図書館に対する興味や本への親しみを深めてもらう。

事業名	実施日	実施場所	参加予定	対象者	事業内容
ぬいぐるみのお泊り会	10月中旬	館内	小学生以下		お気に入りのぬいぐるみを図書館に預けてお泊りをさせ、そのぬいぐるみに夜、本を読ませたり、仕事を体験させる様子を写真に写し、持ち主本人に渡す。
文化サークル作品展	11月予定	図書館	50名	県内住民	短歌や俳句など図書館で活動している団体による作品展。
クリスマス会	12月15日	図書館視聴覚室	60名	幼児対象	ボランティア団体『ハミング』によるパネルシアターと『ふうせんの会』によるバルーンアート作成のイベント。
移動博物館	開催なし	—	—	—	茨城県自然博物館により、館内に標本等を展示していただき、市民が自由に見学し、博物館資料を身近に感じてもらう。(2年に1度開催)
読み聞かせボランティア研修会	中止	図書館視聴覚室	各30名	一般及び読み聞かせボランティア団体	初心者向けの基礎編と、より質の高い読み聞かせを実践するため経験者を対象にレベルアップ講座(応用編)を開催。

## 5. 予算概要

### (1) 予算の推移

単位:千円

年度	市予算(A)	教育費(B)	(B)/(A)	図書館費(C)	(C)/(B)	図書購入費(D)	(D)/(B)	(D)/(C)
平成27年度	23,780,000	3,626,745	15.3%	102,909	2.8%	12,000	0.3%	11.7%
平成28年度	23,150,000	3,467,222	15.0%	98,058	2.8%	8,000	0.2%	8.2%
平成29年度	22,060,000	2,237,878	10.1%	96,931	4.3%	8,000	0.4%	8.3%
平成30年度	23,050,000	2,583,188	11.2%	93,702	3.6%	8,000	0.3%	8.5%
令和元年度	22,500,000	2,303,536	10.2%	90,010	3.9%	8,400	0.4%	9.3%
令和2年度	23,233,000	2,394,270	10.3%	90,590	3.8%	8,400	0.4%	9.3%

### (2) 予算内訳

単位:千円

目	事業	金額			説明
		元年度	2年度	比較	
図書館費	職員給与関係経費	53,087	55,622	2,535	人件費, 共済費等 8人分
	市立図書館運営管理経費	25,443	23,614	▲ 1,829	会計年度任用職員人件費, 光熱水費, システム借上料等
	図書・資料経費	11,056	10,990	▲ 66	図書資料, 新聞, 雑誌購入費等
	ブックスタート事業費	296	232	▲ 64	12か月児健診時の絵本代
	読み聞かせボランティア養成事業費	53	63	10	ボランティア養成のための講座, 研修会費等
	その他自主事業費	75	69	▲ 6	図書館主催の自主事業費 (二水会館を利用した演奏会等 講師謝礼)
	計	90,010	90,590	580	

## 6. 利用統計

### (1) 図書館奉仕状況の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
開館日数	日	168	279	295	292	267
奉仕人口	人	61,848	60,810	60,461	59,995	59,567
有効登録者数	人	11,246	11,892	12,479	13,178	13,756
登録率	%	18.2%	19.6%	20.6%	22.0%	23.1%
小中学生登録者数	人	1,834	1,879	1,992	2,089	2,918
図書館資料購入費	千円	11,418	17,247	10,694	10,005	10,374
蔵書数	冊	122,839	130,903	135,404	137,404	135,525
人口1人当たりの蔵書数	冊	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3
図書利用者数	人	17,188	20,002	29,537	29,661	26,844
図書貸出冊数 (A)	冊	75,312	79,764	121,848	124,758	104,667
(内)小中学生貸出冊数	冊	10,303	10,246	15,222	15,128	16,445
(内)団体貸出冊数	冊	6,602	2,046	9,817	13,513	7,446
人口1人当たりの図書貸出冊数	冊	1.2	1.3	2.0	2.1	1.8
視聴覚資料所蔵数	点	10,605	10,937	11,265	11,562	11,920
視聴覚資料貸出数 (B)	点	9,841	9,813	17,930	18,216	16,223
総貸出点数 (A+B)	点	85,153	89,577	139,778	142,974	120,890
人口1人当たりの総貸出点数	点	1.4	1.5	2.3	2.4	2.0

※ 視聴覚資料とは、テープ・CDをいう。

※ 奉仕人口は、年度末常住人口である。

常住人口 : 5年毎の国勢調査を基に出生、死亡、転出等の増減したもの。  
(外国人を含む。)



## (2) 月別利用個人・団体別

月	個人				団体			
	利用者		貸出冊数		利用団体数		貸出冊数	
	人数	利用者率	冊数	貸出率	人数	利用者率	冊数	貸出率
4月	2,425	9.2%	11,273	9.3%	21	5.7%	739	10.1%
5月	2,356	8.9%	9,996	8.3%	23	6.3%	369	5.0%
6月	1,823	6.9%	9,106	7.5%	29	7.9%	759	10.3%
7月	2,627	10.0%	12,124	10.0%	37	10.1%	309	4.2%
8月	2,927	11.1%	13,461	11.1%	29	7.9%	988	13.5%
9月	2,325	8.8%	11,933	9.9%	59	16.1%	1,805	24.6%
10月	2,190	8.3%	9,959	8.2%	45	12.3%	573	7.8%
11月	2,472	9.4%	10,779	8.9%	34	9.3%	417	5.7%
12月	2,219	8.4%	10,161	8.4%	27	7.4%	625	8.5%
1月	2,324	8.8%	10,048	8.3%	27	7.4%	303	4.1%
2月	2,516	9.5%	11,288	9.3%	33	9.0%	442	6.0%
3月	175	0.7%	762	0.6%	3	0.8%	5	0.1%
計	26,379	100.0%	120,890	100.0%	367	100.0%	7,334	100.0%

## (3) 相互貸借

相手先	相互貸借件数	
	貸出	借受
茨城県立図書館	13	51
県内市町村立図書館	99	158
県外公共図書館	1	8
大学図書館		
国立国会図書館		
その他		
合計	113	217

## (4) 地域交流センターへの貸出

	一般図書	児童図書	雑誌	計
4月				0
5月				0
6月				0
7月		2		2
8月	2			2
9月	3			3
10月				0
11月				0
12月				0
1月				0
2月				0
3月				0
計	5	2	0	7

## (5) 月別資料区分別貸出冊(点)数

	一般	文庫	新書	大活字	児童図書	視聴覚資料	雑誌	貸出冊 (点)数 合計	貸出冊 (点)数 割合
4月	4,115	281	62	67	4,268	1,551	929	11,273	9.3%
5月	4,049	220	45	54	3,319	1,473	836	9,996	8.3%
6月	3,195	159	51	37	3,831	1,157	676	9,106	7.5%
7月	4,220	235	58	71	5,091	1,512	937	12,124	10.0%
8月	4,565	212	56	33	6,174	1,476	945	13,461	11.1%
9月	3,971	224	29	24	5,473	1,324	888	11,933	9.9%
10月	3,676	253	28	31	3,780	1,328	863	9,959	8.2%
11月	3,751	255	48	20	4,165	1,590	950	10,779	8.9%
12月	3,587	255	57	45	3,956	1,432	829	10,161	8.4%
1月	3,623	215	51	48	3,684	1,525	902	10,048	8.3%
2月	4,079	257	60	42	4,221	1,742	887	11,288	9.3%
3月	221	25	0	2	355	113	46	762	0.6%
計	43,052	2,591	545	474	48,317	16,223	9,688	120,890	100.0%

## (6) 月別分野別貸出数

月別開館日数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	比率
分類															
一般図書	0 総記	46	52	41	75	87	94	90	103	87	65	69	2	811	0.7%
	1 哲学	149	132	112	111	166	146	171	120	123	115	143	7	1,495	1.2%
	2 歴史	340	329	180	306	377	282	276	267	219	201	210	5	2,992	2.5%
	3 社会科学	276	404	229	306	355	276	241	256	251	268	276	7	3,145	2.6%
	4 自然科学	267	205	166	236	264	200	176	169	232	214	198	10	2,337	1.9%
	5 技術	485	392	325	474	545	474	445	465	440	468	507	23	5,043	4.2%
	6 産業	200	149	133	162	165	114	127	135	100	123	158	6	1,572	1.3%
	7 芸術	305	298	232	315	336	230	259	318	205	252	320	18	3,088	2.6%
	8 言語	41	46	45	47	55	27	38	39	32	49	56	2	477	0.4%
	9 文学	2,006	2,042	1,732	2,188	2,215	2,128	1,853	1,879	1,898	1,868	2,141	141	22,091	18.3%
児童図書	0 総記	30	32	39	43	75	42	40	54	31	49	59	5	499	0.4%
	1 哲学	27	20	27	58	80	41	28	33	36	27	55	5	437	0.4%
	2 歴史	89	89	110	154	178	144	88	129	101	113	127	19	1,341	1.1%
	3 社会科学	65	53	32	98	142	103	74	76	62	97	89	8	899	0.7%
	4 自然科学	188	246	261	508	522	354	242	269	249	204	288	27	3,358	2.8%
	5 技術	106	87	119	209	220	199	116	156	142	134	177	26	1,691	1.4%
	6 産業	37	33	49	70	62	66	36	40	32	43	59	8	535	0.4%
	7 芸術	115	99	134	274	259	155	120	155	150	158	137	9	1,765	1.5%
	8 言語	22	29	19	62	78	46	28	28	43	25	17	5	402	0.3%
	9 文学	815	694	700	1,144	1,730	1,228	638	742	746	571	727	83	9,818	8.1%
	絵本	2,618	1,778	2,183	2,325	2,695	2,994	2,242	2,320	2,242	2,127	2,273	154	25,951	21.5%
	紙芝居	156	157	158	144	133	101	126	162	121	136	213	6	1,613	1.3%
	パネル	0	2	0	2	0	0	2	1	1	0	0	0	8	0.007%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	
文庫	281	220	159	235	212	224	253	255	255	215	257	25	2,591	2.1%	
新書	62	45	51	58	56	29	28	48	57	51	60	0	545	0.5%	
大活字本	67	54	37	71	33	24	31	20	45	48	42	2	474	0.4%	
雑誌	929	826	676	937	945	888	863	950	829	902	887	46	9,678	8.0%	
C D	1,551	1,473	1,157	1,512	1,476	1,324	1,328	1,590	1,432	1,525	1,742	113	16,223	13.4%	
カセットテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
計	11,273	9,986	9,106	12,124	13,461	11,933	9,959	10,779	10,161	10,048	11,287	762	120,879	100.0%	

## (7) 資料予約提供

	図 書							雑 誌				C D						計
	予 約			購入	相互 貸借	購入 不可	予約 解約	予 約			予約 解約	予 約			購入	購入 不可	予約 解約	
	Web	窓口	計					Web	窓口	計		Web	窓口	計				
4月	69	39	108	1	10	0	0	17	3	20	0	25	20	45	10	0	0	194
5月	85	32	117	22	12	0	1	9	1	10	0	37	13	50	3	0	0	215
6月	80	54	134	20	26	0	0	13	4	17	0	21	17	38	9	0	0	244
7月	136	82	218	8	16	0	4	12	3	15	0	46	15	61	3	0	0	325
8月	113	69	182	14	26	0	2	12	3	15	0	32	8	40	14	0	0	293
9月	103	62	165	16	15	0	2	7	4	11	0	40	8	48	8	0	0	265
10月	86	51	137	15	18	0	1	10	4	14	0	34	8	42	4	0	0	231
11月	106	70	176	25	26	0	0	10	4	14	0	55	12	67	6	0	0	314
12月	101	70	171	20	26	1	5	9	1	10	0	33	5	38	8	6	0	285
1月	79	46	125	23	12	0	1	10	4	14	0	30	4	34	10	0	0	219
2月	101	70	171	20	18	0	5	10	0	10	0	25	9	34	13	6	0	277
3月	7	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
計	1,066	652	1,718	184	205	1	21	119	31	150	0	378	119	497	88	12	0	2,876

## (8) ベストリーダー

## ① 一般書

順位	貸出回数	書名	著者名	出版社	所蔵数	1冊あたりの貸出回数
1	32	希望の糸	東野 圭吾	講談社	2	16.0
2	31	そして、バトンは渡された	瀬尾まいこ	文藝春秋	2	15.5
3	28	ノースライト	横山 秀夫	新潮社	2	14.0
4	26	沈黙のパレード	東野 圭吾	文藝春秋	2	13.0
5	25	蜜蜂と遠雷	恩田 睦	幻冬舎	2	12.5
5	25	むらさきのスカートの女	今村 夏子	朝日新聞出版	2	12.5
6	24	シーソーモンスター	伊坂幸太郎	中央公論新社	2	12.0
7	23	茨城交通		BJエディターズ	1	23.0
7	23	関鉄バス		BJエディターズ	1	23.0
7	23	関東鉄道		BJエディターズ	1	23.0
7	23	機捜235	今野 敏	光文社	1	23.0
8	21	お茶壺道中	梶 よう子	KADOKAWA	1	21.0
8	21	関西の鉄道車両図鑑	来住 憲司	創元社	1	21.0
9	20	昨日がなければ明日もない	宮部みゆき	文藝春秋	1	20.0
9	20	キンモクセイ	今野 敏	朝日新聞出版	1	20.0
9	20	スクエア	今野 敏	徳間書店	1	20.0
10	19	マジカルグランマ	柚木 麻子	朝日新聞出版	1	19.0
10	19	樹木希林120の遺言	樹木 希林	宝島社	1	19.0
10	19	呪護	今野 敏	KADOKAWA	1	19.0
10	19	帰去来	大沢 在昌	朝日新聞出版	1	19.0
10	19	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社	1	19.0
10	19	爆身	大沢 在昌	徳間書店	1	19.0
10	19	居酒屋ぼったくり	秋川 滝美	アルファポリス	1	19.0

② 児童書

順位	貸出回数	書名	著者名	出版社	所蔵数	1冊あたりの貸出回数
1	30	ドラえもんをさがせ！	藤子・F・不二雄	小学館	3	10.0
2	28	心ってどこにあるのでしょうか？	こんのひとみ	金の星社	3	9.3
3	27	かいけつゾロリたべるぜ！大ぐいせんしゅけん	原 ゆたか	ポプラ社	3	9.0
4	24	おしりたんてい ププッキえたおべんどうのなぜ！	トロル	ポプラ社	1	24.0
4	24	かいけつゾロリつかまる！！	原 ゆたか	ポプラ社	3	8.0
5	23	おしりたんてい みはらしそうのかいじん	トロル	ポプラ社	1	23.0
6	22	おしりたんてい むらさきふじんのあんごうじけん	トロル	ポプラ社	1	22.0
6	22	微生物のサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	22.0
6	22	列車で行こう！	櫻井 寛	世界文化社	1	22.0
6	22	恐竜トリケラトプスと巨大ガメ	黒川みつひろ	小峰書店	2	11.0
6	22	有害物質のサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	22.0
6	22	AIのサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	22.0
7	21	おしりたんてい あやうしたんていじむしょ	トロル	ポプラ社	1	21.0
7	21	深海のサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	21.0
7	21	おしりたんてい ププっちいさなしょちょうのたいピンチ！	トロル	ポプラ社	1	21.0
7	21	ぼくとニケ	片川 優子	講談社	2	10.5
8	20	かいけつゾロリのにんじゃ大さくせん	原 ゆたか	ポプラ社	3	6.7
8	20	ジャングルのサバイバル	洪 在徹	朝日新聞出版	1	20.0
8	20	人体のサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	20.0
8	20	日本全国鉄道超完全図鑑	山崎 友也	永岡書店	1	20.0
8	20	AIのサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	1	20.0
8	20	かいけつゾロリやせるぜ！ダイエット大さくせん	原 ゆたか	ポプラ社	3	6.7

③ 雑誌

順位	貸出回数	書名	出版社
1	404	婦人公論	中央公論社
2	373	クロワッサン	マガジンハウス社
3	351	オレンジページ	オレンジページ
4	307	ゆうゆう	主婦の友社
5	292	ESSE	フジテレビジョン
6	277	おとなの週末	講談社
7	225	プレジデント	プレジデント社
8	213	暮らしの手帖	暮らしの手帖社
9	197	NHK きょうの料理	日本放送出版協会
10	193	やさい畑	家の光協会

④ CD

順位	貸出回数	タイトル名	アーティスト名	発売元
1	27	Bremen	米津 玄師	ユニバーサルミュージック
2	25	YANKEE	米津 玄師	ユニバーサルミュージック
3	24	瞬間的シックスセンス	あいみょん	ワーナー
3	24	青春のエキサイトメント	あいみょん	ワーナー
4	23	POP VIRUS	星野 源	ビクター
5	22	BOOTLEG	米津 玄師	ユニバーサルミュージック
6	20	MAGIC	back number	ユニバーサル
6	20	インプレッションズ	竹内 まりや	ワーナー
6	20	THE G.S 栄光のグループサウンズ	—	テイチクエンターテイメント
7	19	海のOh, Year!!	サザンオールスターズ	ビクター
7	19	アンコール	back number	ユニバーサル
8	18	ディズニーファン読者が選んだ ディズニー ベスト・オブ・ベスト 創刊350号記念盤	—	ウォルト・ディズニー・レコード
8	18	Love Collection 2 ~pink~	西野 カナ	SME Records
8	18	PLAY	菅田 将暉	EPICレコード
8	18	21世紀ベストセレクション『前途』	中島 みゆき	ヤマミュージックコミュニケーションズ
9	17	Finally	安室 奈美恵	エイベックス
9	17	Everybody!!	WANIMA	ワーナー
9	17	Super Best Records -15th Celebration	MISIA	アリラジヤパン

## (9) 施設の利用状況

	視聴覚室		集会室		和室		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	4	88	2	15			6	103
5月	7	141	3	27			10	168
6月	6	188	3	42			9	230
7月	6	213	4	33			10	246
8月	2	45	2	19	1	7	5	71
9月	8	208	4	34	1	7	13	249
10月	6	150	2	17			8	167
11月	6	155	5	36			11	191
12月	5	196	3	23	2	14	10	233
1月	12	759	5	61	1	7	18	827
2月	8	181	4	57			12	238
3月	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70	2,324	37	364	5	35	112	2,723

## (10) コピーサービス利用状況

	枚数
4月	270
5月	205
6月	226
7月	171
8月	207
9月	93
10月	97
11月	167
12月	146
1月	139
2月	394
3月	0
合計	2,115

白黒 : 1枚10円  
 カラー : 1枚70円

サイズは、B5からA3まで

## (11) 館内インターネット利用状況

	人数
4月	62
5月	51
6月	35
7月	58
8月	67
9月	64
10月	38
11月	44
12月	39
1月	41
2月	25
3月	0
合計	524

## (12) CD視聴利用状況

	人数
4月	15
5月	13
6月	6
7月	16
8月	20
9月	3
10月	12
11月	14
12月	11
1月	13
2月	24
3月	0
合計	147



## 7. 蔵書統計

### (1)分野別蔵書冊数

分野/資料別		一般図書	児童図書	合 計		参考図書	
0	総記	2,926	534	3,460	2.8%	3,797	
1	哲学	2,425	302	2,727	2.2%		
2	歴史	5,983	1,062	7,045	5.7%		
3	社会科学	9,836	1,398	11,234	9.0%		
4	自然科学	4,479	2,782	7,261	5.8%		
5	技術	5,689	1,114	6,803	5.5%		
6	産業	2,770	680	3,450	2.8%		
7	芸術	8,097	1,437	9,534	7.7%		
8	言語	1,180	348	1,528	1.2%		
9	文学	29,341	12,209	41,550	33.4%		
E	絵本	0	14,359	14,359	11.5%		
P	紙芝居	0	779	779	0.6%		
K	郷土資料	0	0	0	0		7,529
B	文庫	9,015	0	9,015	7.2%		
S	新書	4,390	0	4,390	3.5%		
D	大活字	1,399	0	1,399	1.1%		
計		87,530	37,004	124,534	100.0%	11,326	<b>135,860冊</b>

### (2)視聴覚資料

カセットテープ	2
C D	11,918
計	11,920点

### (3)雑 誌

5,674冊

蔵書総数 **153,454点**

(4) 所蔵資料数

(R2.3.31現在)

資料	内訳	一般図書	冊	87,530
		児童図書	冊	37,004
		郷土資料	冊	7,529
		視聴覚資料	点	11,920
	資料総数(雑誌除)		冊(点)	143,983
開架図書数			冊	95,129
年間除籍数			冊	5,901

(5) 受入資料数

(R2.3.31現在)

	購入	寄贈	計
図書	6,225	384	6,609
視聴覚資料	381	3	384
計	6,606	387	6,993
雑誌	1,660	95	1,755
新聞	14	4	18
合計	8,280	486	8,766

※ 新聞はタイトル数

## 8. 雑誌・新聞等

### (1) 雑誌

令和2年4月1日

No.	雑誌タイトル	No.	雑誌タイトル	No.	雑誌タイトル
1	AERA	45	コットンタイム	89	ドゥーパ!
2	アサヒカメラ	46	こどもとしよかん	90	ナショナル ジオグラフィック 日本版
3	一個人	47	こどものとも0.1.2.	91	日経エンタテインメント
4	家の光	48	子どもと読書	92	日経PC21
5	With PETs	49	子供の科学	93	日経ものづくり
6	With	50	こどものとも	94	日経トレンディ
7	VERY	51	こどものとも 年中向	95	日経マネー
8	Ace 建設業界	52	子どもの本棚	96	NEWSWEEK 日本版
9	エールスポーツ茨城	53	この本読んで!	97	Newton
10	栄養と料理	54	碁ワールド	98	年少版 こどものとも
11	エコノミスト	55	ゴルフダイジェスト	99	農業いばらき
12	ESSE	56	サライ	100	non・no
13	NHK きょうの健康	57	サンデー毎日	101	俳句界
14	NHK きょうの料理	58	週刊ダイヤモンド	102	ひよこクラブ
15	NHK 趣味の園芸	59	週刊東洋経済	103	BE-PAL
16	NHK すてきにハンドメイド	60	将棋世界	104	PHP
17	オール讀物	61	商業界	105	Fishing Cafe
18	おとなの週末	62	小説すばる	106	婦人公論
19	オレンジページ	63	週刊 ベースボール	107	婦人之友
20	カー・アンド・ドライバー	64	週刊文春	108	武道
21	会社四季報	65	小説新潮	109	文學界
22	Garden & Garden	66	JR 時刻表	110	文藝春秋
23	キネマ旬報	67	常陽藝文	111	PLUS 1 LIVING
24	近代柔道	68	スクリーン	112	プレジデント
25	クーヨン	69	STORY	113	本の雑誌
26	暮しの手帖	70	SPORTS GRAPHIC NUMBER	114	POPEYE
27	クロワッサン	71	スポーツイベント ハンドボール	115	MAMOR
28	健康365	72	住まいの設計	116	ミセス
29	剣道時代	73	相撲	117	ミュージックマガジン
30	月刊サッカーマガジン	74	正論	118	みんなの図書館
31	月刊ニュースがわかる	75	世界	119	MEN'S CLUB
32	GOETHE	76	卓球王国	120	モーターサイクリスト
33	芸術新潮	77	Tarzan	121	MONOQLO
34	月刊 かがくのとも	78	旅の手帖	122	やさい畑
35	月刊 スキーグラフィック	79	食べもの通信	123	山と溪谷
36	月刊 たくさんのふしぎ	80	たまごクラブ	124	ゆうゆう
37	月刊 バasketボール	81	短歌	125	陸上競技マガジン
38	月刊 バレーボール	82	ダ・ヴィンチ	126	歴史街道
39	月刊 福祉	83	CHANTO		
40	月刊 MOE	84	中央公論		
41	現代農業	85	つり人		
42	航空ファン	86	鉄道ファン		
43	皇室 Our Imperial Family	87	テニスマガジン		
44	国立国会図書館月報	88	図書館雑誌		

※凡例タイトル=五十音順・保存年限は1年

## (2) 新聞

1	読売新聞	8	日刊スポーツ	15	国民民主（寄贈）
2	朝日新聞	9	日本農業新聞	16	しんぶん赤旗（寄贈）
3	毎日新聞	10	The Japan Times	17	高校生新聞（寄贈）
4	産経新聞	11	NewYork Times	18	常陽リビング（寄贈）
5	茨城新聞	12	毎日小学生新聞		
6	東京新聞	13	週刊読書人		
7	日本経済新聞	14	自由民主党（寄贈）		

保存年限は1年。

## (3) 新聞縮刷版

1	毎日新聞縮刷版	平成元年（1989年）2月～
---	---------	----------------

## (4) データベース

1	朝日新聞	昭和59年（1984年）8月～
2	週刊朝日	平成12年（2000年）4月～
3	AERA	昭和63年（1988年）5月創刊号～
4	茨城新聞	平成26年（2014年）4月～
5	法情報総合データベース	平成31年（2019年）4月～

## 9. 施設の概要

(1) 所在地 〒303-0034 常総市水海道天満町1606番地  
 電話 0297-23-5556  
 F A X 0297-23-5557

- (2) 施設
- ① 敷地面積 4,359.17 m<sup>2</sup>
  - ② 構造 鉄筋コンクリート2階建
  - ③ 建築面積 1,230.91 m<sup>2</sup>
  - ④ 延床面積 1,646 m<sup>2</sup>
  - ⑤ 工期
    - ・着工 昭和56年7月30日
    - ・竣工 昭和57年3月26日
  - ⑥ 総工費
    - ・本体 356,000千円
    - ・家具 35,000千円
    - ・外構 15,000千円

(図書館敷地内付属施設) 「二水会館」(旧水海道町役場) 100m<sup>2</sup>

### (3) 各階主要室面積

	室内	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
1階	カウンター	24.70	受付, 案内
	A Vコーナー	27.50	
	参考図書室	75.00	辞書・郷土資料
	一般開架室	420.55	
	児童開架室	202.30	
	閉架書庫室	44.88	
	事務室	80.70	
	その他	307.64	
2階	展示ギャラリー	64.80	
	視聴覚室	95.26	
	教材室	49.09	
	集会室	32.13	
	和室	28.56	
	空調機械室	72.44	
	その他	120.57	バルコニー含む

## 10. 図書館協議会

常総市図書館協議会は、図書館法第14条及び常総市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき設置されるもので、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕に基づき、館長に対して意見を具申する」(条例第4条第2項)機関である。

選 出 区 分	氏 名	
第1号 学校教育の関係者	柴山 優子	市内小中学校長(五箇小)
	海老沼 洋	市内高校長(水海道一高)
第1号 社会教育の関係者	梅澤 三恵子	市文化協会
	広瀬 洋子	社会教育委員
	染谷 信子	社会教育委員
	飯島 修	青少年相談委員
第2号 家庭教育の向上に資する 活動を行う者	武笠 絹江	子ども子育て会議委員
	荻根 文江	常総石下母親クラブ
	倉持 和美	おはなし会 あすなる
	小川 政江	読み聞かせサークル りんご畑
第3号 学識経験のある者	佐藤 剛史	市議会議員
	石塚 剛	
	原田 君枝	公募委員
	岡田 一夫	

○ 任期は令和元年7月1日～令和3年6月30日

## 1 1. 利用案内

### 1 開館時間及び休館日

- ・開館時間 火 水 金 午前9時 ～ 午後7時  
木 午後1時 ～ 午後7時  
土 日 祝 午前9時 ～ 午後6時
- ・休館日 月曜日（祝日が月曜日の場合はその翌日）  
特別整理期間（蔵書点検）  
資料整理日（年6回以内）  
年末年始

### 2 資料の貸出

#### ○利用カードの登録ができる方

- ・常総市在住・在勤・在学の方
  - ・近隣市町在住の方（つくばみらい市・下妻市・坂東市・八千代町）
- ※利用カードには有効期限があり、期限を過ぎますと更新が必要です。

#### ○貸出冊数・貸出期間

- 図書 新刊書は5冊まで  
布絵本は2冊まで  
パネルシアターは2点まで
- 雑誌 同タイトル2冊まで（新刊は不可）
- CD 8点まで

これ以外は貸出期間で読める範囲で何冊でも、15日以内

#### ○団体貸出

市内の学校・保育所・幼稚園・社会教育関係団体・事業所・読書団体・地域の文庫などを対象に150冊以内2か月間借りることができます。

#### ○配送貸出

からだに障がいがあるなどの理由で、直接図書館利用が困難な方に1回6冊1か月以内の期間で自宅まで資料をお届けすることもできます。

### 3 予約・購入リクエストサービス

- ・貸し出し中の資料は、予約できません。所蔵していないものも、購入したり近隣図書館から借りたりするなど、できるだけご要望にお応えしています。

#### 4 レファレンスサービス

- ・調べ物や資料に関する相談に職員が応じますのでお声をかけてください。

※参考図書コーナーに、各種事典・辞典・年鑑・法規集・統計書・郷土資料等があります。

#### 5 インターネットサービス

- ・館内設置のパソコンは、1日1回30分以内でインターネットの閲覧をすることができます。

- ・ご利用できるサービス

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

(図書利用カードのある方のみ)

- ・茨城新聞データベース
- ・朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱ

#### 6 コピーサービス

- ・館内の資料に限り、著作権の許す範囲内で実費にてコピーサービスを行っています。(1枚：白黒10円，カラー70円)

#### 7 公衆無線LAN (Wi-Fi) サービス

- ・ご持参のパソコンやスマートフォンを使用する場合は、参考図書コーナーでのみ利用できます。

#### 8 オンライン予約サービス

- ・インターネットから貸出中の資料に限り予約することができます。また、借りている資料の延長もできます。パスワードの登録が必要になりますので、カウンターにお申込みください。館内にあるOPAC用の端末からも予約・延長ができます。



## 12. 事務分掌と職員

職 名		事務分掌
館 長		図書館管理運営の総括
副館長		館長職の補佐
奉仕係	主査兼係長 1名 主 査 1名 主 事 3名 専門員 1名 (うち司書2名)	(1) 図書館資料の選定及び発注に関する事 (2) 図書館資料の収集, 整理, 保存及び除籍に関する事 (3) 図書館資料の貸出し及び返却に関する事 (4) 関係機関との相互貸借に関する事 (5) レファレンス業務に関する事 (6) 読書案内及び読書相談に関する事 (7) ボランティア団体等への連絡及び援助に関する事 (8) 視聴覚室及び集会室の利用に関する事 (9) 広報に関する事 (10) 図書館協議会に関する事 (11) 市史編さん等出版事業に関する事 (12) 施設の維持及び管理並びに物品の管理に関する事 (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関する事

## 13. 条例・規則等

### (1) 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和56年3月31日

条例第13号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条第1項の規定により、図書館の設置及び管理並びに図書館協議会の設置及びその委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、法第2条第1項に規定する図書館を次のとおり設置する。

名 称	位 置
常総市立図書館	常総市水海道天満町1606番地

#### (職員)

第3条 常総市立図書館（以下「図書館」という。）に、館長、司書その他必要な職員を置く。

#### (図書館協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館に常総市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を具申する。
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前2項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の定めるところによる。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水海道市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第143号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和57年1月18日

教委規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 図書館奉仕
  - 第1節 通則（第4条—第9条）
  - 第2節 個人貸出し（第10条—第13条）
  - 第3節 団体貸出し（第14条—第16条）
  - 第4節 配送貸出し（第17条—第20条）
  - 第5節 施設の利用（第21条—第23条）
- 第3章 寄贈及び委託（第24条—第26条）
- 第4章 図書館協議会（第27条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和56年水海道市条例第13号）第6条の規定により、常総市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営並びに常総市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「図書館資料」とは、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。

(運営方針)

第3条 図書館は、図書館資料に対する市民の要望に答えるとともに、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって市民の文化、教養、調査研究、レ

クリエーション等に資するため、その設置目的に沿って図書館資料を管理しなければならない。

- 2 図書館資料は、特に貴重な資料を除き、全て市民に貸し出し、自由開架制を原則とする。

## 第2章 図書館奉仕

### 第1節 通則

(事業)

第4条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出し、団体貸出し及び配送貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 参考業務
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (6) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励
- (7) 館内施設（集会室、視聴覚室等をいう。以下同じ。）の提供
- (8) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (9) 出版活動
- (10) 他の図書館、学校、公民館、研究所その他の機関との連絡及び協力
- (11) 他の図書館との図書館資料の相互貸借
- (12) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- (13) 分室、配本所及び移動図書館の運営
- (14) 郷土資料の収集、整理及び保存
- (15) 社会教育における学習活動その他の活動の機会の提供及びその提供の奨励
- (16) 前各号に掲げるもののほか、図書館設置の目的達成に必要な事業  
(利用者)

第5条 図書館奉仕を受けることができる者は、市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する者とする。ただし、常総市立図書館長（以下「館長」という。）が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（開館時間）

第6条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日、水曜日及び金曜日 午前9時から午後7時まで
- (2) 木曜日 午後1時から午後7時まで
- (3) 土曜日及び日曜日 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（元日を除く。以下「祝日」という。）の日の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

（休館日）

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（ただし、同日が祝日の場合は、同日後において同日に最も近い祝日以外の日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 資料整理日 年6回以内で館長が定める日
- (4) 特別整理期間 年1回15日以内で館長が定める期間

（開館時間の変更等）

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を受けて開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

（利用の制限）

第8条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な指導をし、又はその利用を停止し、若しくは禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) この規則に違反したとき。

(3) 営利を目的とする利用であると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理及び運営上特に必要があると認めたとき。

(損害の弁償)

第9条 利用者が、その責に帰すべき事由により、図書館資料又は図書館の設備、器具等を紛失し、汚損し、若しくは破損したときは、現品又はそれに相当する代価を弁償しなければならない。

## 第2節 個人貸出し

(貸出しの手続)

第10条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書(様式第1号)を館長に提出して貸出登録をし、利用カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。

(利用カードの取扱い)

第11条 利用カードの取扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 利用カードを紛失したとき又は住所を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(2) 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(3) 利用カードが当該利用カードの交付を受けた本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合には、その責めは当該本人に帰するものとする。

(図書館資料の貸出数及び貸出期間)

第12条 図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書	制限なし	15日以内	紙芝居を含む。
雑誌	制限なし	15日以内	
視聴覚	8点以内	15日以内	CD、カセット、レコード等

(図書館資料の返納)

第13条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返納しなかった者に対し、その状

況により一定期間図書館の利用を停止することができる。

- 2 図書館資料をその貸出しの期限後に引き続き利用しようとする者は、貸出しの期限の日までに館長の承認を受けなければならない。ただし、引き続き利用できる期間は、当該承認を受けた日から15日間を限度とする。

### 第3節 団体貸出し

(貸出しの手続)

第14条 団体（市内の官公署、学校、事業所、社会教育に係る団体等をいう。以下同じ。）で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体貸出申込書（様式第3号）を館長に提出して貸出登録をし、団体利用カード（様式第2号の2）の交付を受けなければならない。

(図書館資料の貸出数及び貸出期間)

第15条 団体に利用する図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書	150冊以内	2箇月以内	紙芝居を含む。

(準用規定)

第16条 第11条及び第13条の規定は、団体貸出しにおける団体利用カードの取扱い及び図書館資料の返納について準用する。

### 第4節 配送貸出し

(貸出しの手続)

第17条 配送により図書館資料の貸出しを受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で配送貸出利用登録をしたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級から4級（肢体不自由の下肢障害にあつては、1級から6級）までのもの
- (2) 前号に準ずる者で、配送による以外に図書館の利用が困難と館長が認めた



もの

2 前項に規定する配送貸出利用登録については、配送貸出しを利用しようとする者又はその代理人の筆記を要しない方法により当該職員が配送貸出申込書（様式第4号）を作成する。この場合において、館長は、必要に応じ、登録しようとする者の身体障害者手帳等を確認するものとする。

（図書館資料の貸出数及び貸出期間）

第18条 配送による図書館資料の貸出しは、1回6冊（録音テープ図書にあっては、図書6冊に相当する巻数）までとし、貸出期間は、1箇月とする。

（配送の経費）

第19条 配送貸出しに要する経費は、市が負担する。

（図書館資料の返納）

第20条 配送貸出しによる図書館資料の返納については、館長が別に定める。

#### 第5節 施設の利用

（利用の対象）

第21条 館長は、団体に対し、館内施設を利用させることができる。

（利用の手続）

第22条 館内施設を利用しようとする者は、利用しようとする日の3箇月前から前日までの間に、図書館施設利用申請書（様式第5号）により館長に申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を受けた場合は、内容を審査した上で、館内施設の利用を許可したときは、図書館施設利用許可書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（利用時間）

第23条 館内施設の利用時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、教育長の承認を受けて開館時間外に利用させることができる。

#### 第3章 寄贈及び委託

(図書館資料の寄贈)

第24条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

(図書館資料の委託)

第25条 図書館は、図書館資料の委託を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

2 図書館は、委託された図書館資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

(寄贈及び委託の手続)

第26条 図書館に図書館資料を寄贈し、又は委託しようとする者は、寄贈(委託)申込書(様式第6号)により申し出て、館長の承認を得て現品を提供するものとする。

2 図書館は、受贈又は受託をした図書館資料について受贈(受託)証(様式第7号)を発行するものとする。

3 寄贈又は委託に要する経費は、寄贈者又は委託者の負担とする。ただし、特に必要があると館長が認めたときは、その経費の一部又は全部を市が負担するものとする。

## 第4章 図書館協議会

(組織)

第27条 図書館協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、図書館協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 図書館協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

る。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第29条 図書館協議会の庶務は、図書館において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。ただし、第4条から第25条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和62年教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水海道市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付された図書利用カードは、この

規則による改正後の水海道市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成21年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成し、又は交付されている利用カード又は団体利用カードは、この規則による改正後の常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成し、又は交付されたものとみなす。

附 則（平成25年教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成し、又は交付されている利用カード又は団体利用カードは、この規則による改正後の常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成し、又は交付されたものとみなす。

(3) 常総市立図書館処務規則

平成17年12月28日

教委規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和56年水海道市条例第13号）第6条の規定に基づき、常総市立図書館（以下「図書館」という。）の事務の処理及び職員の服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 図書館に奉仕係を置く。

(事務分掌)

第3条 奉仕係の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料の選定及び発注に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
- (3) 図書館資料の貸出し及び返却に関すること。
- (4) 関係機関との相互貸借に関すること。
- (5) レファレンス業務に関すること。
- (6) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (7) ボランティア団体等への連絡及び援助に関すること。
- (8) 視聴覚室及び集会室の利用に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) 図書館協議会に関すること。
- (11) 市史編さん等出版事業に関すること。
- (12) 施設の維持及び管理並びに物品の管理に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関すること。

(職員)

第4条 図書館に館長、副館長、係長及び司書を置く。

2 必要に応じ、図書館に参事、副参事、主査、主任、主幹その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第5条 館長は、上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 係長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮する。
- 4 司書は、上司の命を受け、専門的事務を処理する。
- 5 参事、副参事、主査、主任及び主幹は、上司の命を受け、分担の事務を処理する。
- 6 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、特に命じられた事務を行う。

(館長の意見具申)

第6条 館長は、次に掲げる事項につき、意見を教育長に具申する。

- (1) 図書館に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- (2) 職員の採用、進退及び賞罰に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が重要と認めること。

(館長の専決)

第7条 館長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 図書館資料の選択、収集及び廃棄処理に関すること。
- (2) 軽易な事項についての通達、申請、届出、報告、照会、回答等に関すること。

(館長の代決)

第8条 教育長が不在のときは、館長は、教育長の所管事務のうち図書館に関するものについて、これを代決することができる。ただし、重要なものは、教育長の後閲を受け、又は承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### (4) 常総市立図書館の広告掲載に関する規則

平成25年6月1日

教委規則第5号

##### (目的)

第1条 この規則は、図書館において所蔵する雑誌のカバーに事業所等の広告を有料で掲載することによって、当該事業所等の活動を促進するとともに、その財源を確保して配架する雑誌の充実を図り、もって図書館のサービスの向上に資するものとする。

##### (事業所等)

第2条 広告を掲載できる事業所等は、企業、商店その他団体又は事業を営む個人とする。

##### (掲載の方法等)

第3条 広告を掲載する雑誌のカバーは、当該雑誌の最新号に付するものとし、当該カバーの表紙面に広告を掲載する事業所等の名称を表示し、裏表紙面に当該事業所等の広告を掲載するものとする。

2 前項の場合において、雑誌のカバーの裏表紙面に掲載する広告は、片面刷りとし、掲載しようとする雑誌の大きさを超えない大きさとする。

3 前2項に定めるもののほか、雑誌のカバー及び掲載する広告に係る規格、仕様等については、図書館長が別に定める。

##### (雑誌の種類及び配架位置)

第4条 広告を掲載する雑誌の種類及びこれを配架する位置は、図書館長が定める。

##### (掲載の期間等)

第5条 広告を掲載する期間は、第11条第1項の規定により掲載料を納入した日後広告を掲載する雑誌が最初に発行される日から、同日の属する年度の翌年度最初に当該雑誌が発行される日前までとする。ただし、広告を掲載しようとする事業所等の希望に応じて、年度の途中までの日を掲載の期限とすることができる。

2 前項本文の場合において、「発行される日」とあるのは、雑誌が発売された日以後に図書館が現に当該雑誌を所蔵した日とする。

3 第1項の規定による期間中に広告を掲載する雑誌が休刊し、又は廃刊したときは、図書館長が指定する他の雑誌に引き続き広告を掲載するものとする。

##### (広告の基準)

第6条 広告の内容に係る基準は、常総市有料広告掲載要綱（平成20年常総市告示第5号。以下「告示」という。）第3条に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する広告は、これを掲載することができない。

(1) 飲酒、喫煙その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(2) この告示による広告の掲載の対象となる雑誌を発行する者のもの

(3) 前2号のほか図書館長が不適切と認めるもの

(広告の募集)

第7条 広告を掲載しようとする事業所等の募集は、告示第4条に定めるところによる。この場合において、同条第2項及び第3項中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(掲載の申込み)

第8条 広告の掲載をしようとする事業所等は、図書館雑誌広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原案及び当該事業所等の業種等が明らかになる書類を添えて教育委員会に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、随時行うことができる。

(掲載の可否の決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査するとともに、告示第11条の規定により設置する常総市広告掲載審査委員会の意見を聴いた上で、広告の掲載の可否を決定し、図書館雑誌広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、同一の雑誌に係る事業所等の申込みが重複した場合には、市内に存する事業所等を優先するものとし、更に重複している場合にあっては、申込みのあった市内に存する事業所等のうちから抽選により当該雑誌に広告を掲載する事業所等を選定するものとする。

(承諾書)

第10条 前条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた事業所等（以下「広告主」という。）は、図書館雑誌広告掲載承諾書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(掲載料等)

第11条 広告主は、広告の掲載料として、第5条第1項の規定により広告を掲載する期間における当該決定に係る雑誌の販売価格に相当する金額をあらかじめ一括して市に納入するものとする。この場合において、広告を掲載する期間中に当該雑誌



の販売価格の変更があっても、増額による追加の納入又は減額による返還は行わない。

- 2 前項の規定により納入した掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、納入した金額の全部又は一部を返還することができる。

(広告の内容の変更)

第12条 広告主は、第9条第1項の規定により掲載の決定を受けた広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする広告の案を教育委員会に提出し、その審査を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により広告の案の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を広告主に通知するとともに、雑誌のカバーの広告を変更するものとする。

(掲載の停止等)

第13条 広告主は、広告の掲載を一時的に停止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。

- 2 広告の掲載を停止した場合における第5条第1項の規定による掲載の期間は、これを延長しない。

(雑誌の閲覧等の中止)

第14条 図書館長は、広告を掲載する雑誌が破損し、汚損し、又はその他の理由により使用できないと認めたときは、当該雑誌の閲覧、貸出し等を中止することができる。

(掲載決定の取消し)

第15条 教育委員会は、広告主又はその広告が告示第8条各号のいずれかに該当するときは、当該広告に係る掲載の決定を取り消すことができる。

(免責)

第16条 前条の規定による掲載の決定の取消し、図書館の臨時の休館又は災害等不可抗力による市の責めによらない原因によって広告主が受けた損害については、市は、その賠償責任を負わない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を受けて図書館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(5) 常総市立図書館の資料貸出等に関する要綱

平成27年7月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年水海道市教育委員会規則第1号）第13条の規定に基づき、常総市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の平等な利用を図るため、資料の貸出延期の不許可及び貸出の停止等について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出延期の不許可)

第2条 資料の貸出を受けた者が返却期限の翌日から起算して15日を超えて当該資料を返却しないときは、図書館長は、当該資料の貸出延期を不許可とすることができる。

(資料貸出の停止等)

第3条 資料の貸出を受けた者が返却期限の翌日から起算して60日を超えて当該資料を返却しないときは、図書館長は、資料の新たな貸出、予約及びリクエスト（資料の所蔵に関する要望をいう。以下同じ。）の受付を停止することができる。

2 前項の措置を開始する前に、図書館長は、返却の督促を1回以上行うものとする。

(予約等の取り消し)

第4条 図書館長は、前条の規定により資料の貸出、予約及びリクエストの停止措置を受けた者（以下「延滞者」という。）が前条の措置以前に行った予約及びリクエストについて、取り消すことができる。

2 前項の規定による措置を開始する前に、図書館長は、返却の督促を1回以上行うものとする。

(停止の解除)

第5条 返却処理により延滞者が当該資料を返却したことを確認したときは、図書館長は、貸出、予約及びリクエストの停止を解除する。

2 休館日等の閉館中に返却ポスト等に返却された場合は、前項の規定による返却処理は、直後の開館日に行うものとする。

3 未返却資料を汚損、破損又は紛失した場合は、当該資料の弁償完了後に第1項による解除を行う。

(免責)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定において、図書館長が、資料の延滞についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資料の貸出に関し必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(6) 常総市立図書館の資料弁償に関する要綱

平成27年7月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年水海道市教育委員会規則第1号）第9条の規定に基づき、常総市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料及びその他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(汚損、破損又は紛失に係る届出)

第2条 資料を利用する者又は貸出を受けた者（以下「利用者」という。）は、資料を汚損、破損又は紛失（以下「紛失等」という。）をしたときは、資料紛失等届出書（様式第1号）により館長に直ちに届け出なければならない。

2 館長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その内容の控えとして資料紛失等届出書（利用者控え）（様式第1号の2）を当該利用者に交付するものとする。

(弁償の基準)

第3条 紛失等による弁償の基準は、別表に定めるところによる。

(弁償の方法)

第4条 利用者は、資料の紛失等をしたときは、当該資料と同一の資料をもって弁償しなければならない。ただし、絶版等の理由により同一の資料が入手不可能又は入手困難な場合は、館長が指定する資料（以下「代替資料」という。）で弁償することができる。この場合において利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合は、その法定代理人が弁償の責任を負う。

2 利用者は、弁償に係る同一の資料又は代替資料を自ら入手するものとする。

(弁償の免除)

第5条 館長は、第2条第1項の規定による届出があった場合は、その事実を確認の上、弁償を求める決定を行う。ただし、資料の紛失等の原因が次の各号のいずれかに該当し、館長がやむを得ないと認めた場合は、弁償を免除することができる。

(1) 災害（火災、風水害、地震等）によるもの

- (2) 事故によるもの
  - (3) 盗難によるもの
  - (4) 寄贈を受けたもの
  - (5) 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうるもの
  - (6) 購入後の経過年数にかかわらず利用による劣化が著しいと認められるもの
  - (7) 図書資料の付録等で単独では入手が困難なもの
  - (8) その他利用者の責に帰すべきでないと認められるもの
- 2 前項第1号に該当する利用者は、資料弁償免除申請書（様式第2号）に市又は消防署が発行する罹災証明書の写しを添付して申請しなければならない。
- 3 第1項第3号に該当する利用者は、資料弁償免除申請書に受理番号が記された盗難届の写しを添付して申請しなければならない。
- 4 前項の場合において、盗難届の写しがないときは、資料弁償免除申請書に盗難届の受理番号を記載することで、写しの添付に代えることができる。
- 5 第1項第5号及び第1項第6号に該当する利用者は、汚損又は破損をした資料を提示しなければならない。

（通知）

第6条 館長は、前条の規定により弁償又は弁償の免除の決定をした場合は、資料弁償（免除）決定通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

2 館長は、当該利用者から弁償がなされたときは、当該利用者に対して資料弁償受領書（様式第4号）を交付するものとする。

（弁償の期限）

第7条 弁償の期限は、紛失等の届出を行った日から起算して60日とする。

（返還等の請求）

第8条 利用者が紛失により弁償した同一の資料又は代替資料は、その後弁償すべき資料が発見された場合であっても返還しないものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が汚損又は破損をした資料は、弁償完了後に当該利用者から申出がある場合は、無償で譲渡することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資料の弁償に関し必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## (7) インターネットパソコン利用に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、常総市立図書館（以下、「図書館」という。）の利用者が、インターネットパソコンを利用するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境を提供し、利用者はその情報を閲覧できるものとする。

### (利用の範囲)

第3条 インターネットパソコン利用者は、「利用申込書」に必要事項を記入し、一日一回30分以内で利用することができる。ただし、次に予約がないときに限り、30分まで延長することができる。

- (1) インターネットの利用は検索のみとし、物品の売買・予約等及び、電磁的記録等の作成は不可とする。
- (2) 国立国会図書館のデジタル化資料の利用に関しては、図書利用カードを有するもののみとする。
- (3) インターネット検索による情報の取得は閲覧のみとし、画面の複写（印刷）は不可とする。ただし、国立国会図書館のデジタル化資料の複写（印刷）を希望する場合は別途申請し、職員が印刷するものとする。

### (免責事項)

第4条 閲覧するウェブサイトの正確性、最新性など内容については、当館は一切責任を負わないものとする。

### (個人情報の保護)

第5条 インターネット検索使用後は、初期画面に戻して終了し、検索内容が他の利用者に知らされないようにするものとする。

### (その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については館長が定めるものとする。

#### 附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、公布の日から施行する。

(8) 常総市立図書館資料収集に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教委規則第1号）第4条に規定する事業を充分かつ円滑に運営するため、常総市立図書館（以下「図書館」という）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 公立図書館は、住民の「知る事由」を社会的に保障する機関である。利用者の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。

2 資料の収集にあたっては、著者の思想的立場、人種、国籍及び言語等を理由としてその資料を排除することなく公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書・洋書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料（CD）
- (6) 障害者用資料（点字資料・録音資料・大活字本・その他）
- (7) その他

(収集資料の範囲)

第4条 収集する資料の範囲は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから準専門的なものまで幅広く収集するものとする。

第5条 資料の収集にあたっては、法の規定を遵守し、特に次のことに留意する。

- (1) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 個人及び各種団体からの圧力または干渉に左右されず、この方針により資料を収集する。

第6条 資料の種類別収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、利用者の学習、教養、趣味(娯楽)、実用及びレクリエーション等に資するため、基本的、入門的な図書その他、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集するものとする。ただし、極めて高度な専門書、



学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は原則として収集しない。

イ 参考図書は、利用者の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌及び地図等幅広く収集するものとする。

ウ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料及び調査研究のための資料を幅広く収集するものとする。

エ 他言語資料は、学習、教養、調査研究及び他文化サークルにも応えられるような言語に留意して収集するものとする。

オ リクエストのあった図書については、図書館で認めた資料に関して購入する。その際、発行後、1年経過していて、相互貸借で対応できる資料に関しては、その限りではない。(図書館で所蔵した方が良いと判断された図書に関しては購入する)

カ 宗教及び政党は偏らないように配慮し、選択的に収集するものとする。

## (2) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に児童及び青少年向けのものも含めて収集する。専門紙、機関紙などについては、利用度に応じて収集するものとする。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものを含めて収集する。なお、専門雑誌及び娯楽雑誌などについては、利用度に応じて収集するものとする。ただし、漫画雑誌は、原則として収集しないものとする。

ウ 宗教及び政党の機関誌及び新聞は、偏らないように配慮し、選択的に収集することとし、収集方法は、寄贈資料を収集するものとする。

### 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集するものとする。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集するものとする。

## (3) 地域資料

ア 常総市に関する資料は、周辺地域一帯を含めた地域の歴史、地誌、民俗、芸術、文化及び産業等を記録した資料を収集する。図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真、映像資料など可能な限り収集するものとする。

イ 茨城県並びに県内市町村に関する資料は、行政資料、歴史的資料及び常総市に特に関係ある貴重な資料を中心に収集するものとする。

(4) 視聴覚資料

ア 趣味・教養・学習、及び実用等に資するため、録音資料としてCD（コンパクトディスク）を中心に収集するものとする。

(5) 障害者サービス資料

ア 図書館利用に障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、大活字本及び点字資料、さわる絵本等を収集するものとする。

(6) その他

マイクロフィルム、電子出版資料及びパンフレット等は、必要に応じて収集するものとする。

(収集から除外する資料)

第7条 資料収集から除外する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人を中傷し、又はプライバシーを侵害する内容のもの。
- (2) 内容が不健全又は低俗な図書で資料的価値に乏しいもの。
- (3) 公序良俗に反し、あるいは犯罪を助長するもの。
- (4) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集
- (5) 宗教団体、政党および企業等が出版するもので、宣伝の傾向が著しく資料価値に乏しいもの
- (6) その他、図書館資料として不相当と思われるもの。

(収集資料の選択)

第8条 収集資料の選択は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) この資料収集内規に基づき、収集資料の選択を行うものとする。
- (2) 館長は、前号の選択の結果に基づき、収集資料を決定するものとする。

(収集の方法及び受入)

第9条 資料の収集方法は、購入を原則とするが、寄贈、寄託、編入、交換、製作及び再取得等の手段を十分に活用する。この場合においても、この告示に定める規定を適用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

(9) 常総市立図書館資料の除籍及び処理に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、常総市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教委規則第1号）第4条に規定する事業を円滑に運営するため、常総市立図書館（以下『図書館』という。）における資料の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館において、利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行う。

2 長期間にわたり所在を確認できない資料を除籍扱いすることにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な資料構成の維持に努める。

(除籍の対象資料及び基準)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし第2号ア、イの規定に該当する資料を除籍した場合において、当該資料を発見したときは、再取得したものとみなし、常総市立図書館資料収集内規第8条第1項に規定する収集の方法及び受入の手続を行うものとする。

(1) 不用資料

ア 破損、汚損が著しく、補修が不可能又は補修する資料的価値がないと認められたもの。

イ 時間の経過によって、内容が古くなり、かつ資料的価値がないと認められたもの。

ウ 時間の経過によって、利用の可能性が低下し、かつ資料的価値がないと認められたもの。

エ 新版、改訂版又は同類資料の入手によって、代替可能となった既存資料。

(2) 亡失資料

ア 資料点検の結果、所蔵不明となった資料で、3年以上調査をしてもなお不明なもの。

イ 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず3年以上回収不能なもの。

ウ 利用者が汚損や破損又は紛失した資料で、やむを得ない事情（絶版等、

同じ資料を購入できない等の理由)により現品での弁償が不可能なもの。

エ 不可抗力による災害，その他の事故によるもの。

(1)管理

ア 既に登録されている資料で分冊又は合冊により数量更生したもの。

イ 常総市の他機関へ保管転換するもの。

ウ その他，館長が特に認めたもの。

(除籍資料の範囲)

第4条 除籍の範囲は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)特別の定めのある資料は，不用資料の選定対象から除外する。

(2)郷土資料，行政資料及び絶版等の理由によって，収集困難で特に資料的価値がある資料は，不用資料の選定対象から除外する。

(3)その他，館長が特に認めた資料は，不用資料の選定対象から除外する。

2 前項の資料であっても，亡失資料となったものは除籍の対象とする。

(除籍の決定)

第5条 除籍の決定は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)司書または職員は，除籍基準に基づき，除籍資料の選定を行うものとする。

(2)館長は，前号の選定の結果に基づき，除籍資料を決定するものとする。

(除籍資料の廃棄処理)

第6条 廃棄が承認された資料は，原簿に記録するとともに，当該資料に廃棄押印後に廃棄を行う。ただし，所在不明及び管理更生の場合は，原簿に記録するだけとする。

(除籍資料の譲与)

第7条 館長は，除籍を決定した不用資料のうち，再利用可能な資料は，必要に応じて他の図書館及び公共的団体等に譲与することができる。

(譲与の手続き)

第8条 前条第1項の規定により譲与するときは，次の各号に掲げる施設等に譲与するものとする。

(1)常総市が設置している施設

(2)常総市内で活動する読書団体又は読書ボランティア団体

(3)常総市内に存する公共的団体

(4)常総市立図書館の利用者登録をしている者，又は常総市内に住所を有す

る者

2 譲与するときは、あらかじめ関係団体及び市民に周知するものとする。

(譲与を受ける遵守事項)

第9条 除籍した資料の譲与を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 譲り受けた資料は、古書店等に譲渡しないこと。

(2) 施設又は団体等において譲り受けた資料は、施設の利用者又は団体構成員の読書のために、個人において譲り受けた資料は、当該個人の読書のために利用すること。

(3) 有効利用が図れなかった資料は廃棄する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し、必要事項は、館長が別に定める。

附 則

この内規は平成26年4月1日から施行する。

## (10) 郷土資料分類規定

### 1. 郷土資料の範囲

- (1) 常総市に関する資料
- (2) 茨城県に関する資料
- (3) 茨城県内の郡市町村に関する資料
- (4) 他県の資料で、特に常総市との政治・経済・文化・風土・歴史的関連等があり、館長が、郷土資料と認めたもの

### 1. 分類の原則

- (1) 分類番号の前にローマ字のKを付し、地域区分をした後、主題区分を行う。
- (2) 地域区分は、0～9の1桁使用。
- (3) 主題区分は、NDC新訂9版より00～99の2桁使用。

### 2. 分類表

#### (1) 地域区分

- 0：常総市
- 1：茨城県（常陸国，下総国）
- 2：古河市・結城市・取手市・坂東市・守谷市・結城郡（八千代町）・猿島郡（五霞町・境町）北相馬郡（利根町）・利根水系
- 3：土浦市・石岡市・筑西市・下妻市・つくば市・かすみがうら市・小美玉市・つくばみらい市・桜川市・霞ヶ浦
- 4：水戸市・笠間市・東茨城郡（茨城町・城里町・大洗町）・那珂水系
- 5：龍ヶ崎市・牛久市・鹿嶋市・潮来市・鉾田市・神栖市・行方市・稲敷市・稲敷郡（美浦村・阿見町・河内町）
- 6：日立市・常陸太田市・ひたちなか市・高萩市・北茨城市・那珂市・常陸大宮市・那珂郡（東海村）・久慈郡（太子町）・久慈水系
- 7：関東地方（関八州・伊豆諸島・小笠原諸島・埼玉県・千葉県など）
- 8：0～7以外の地域
- 9：空番

#### (2) 主題区分

日本十進分類法（NDC）新訂9版の2桁を地域区分の次に付す。

## 図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会 1979年 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。  
この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

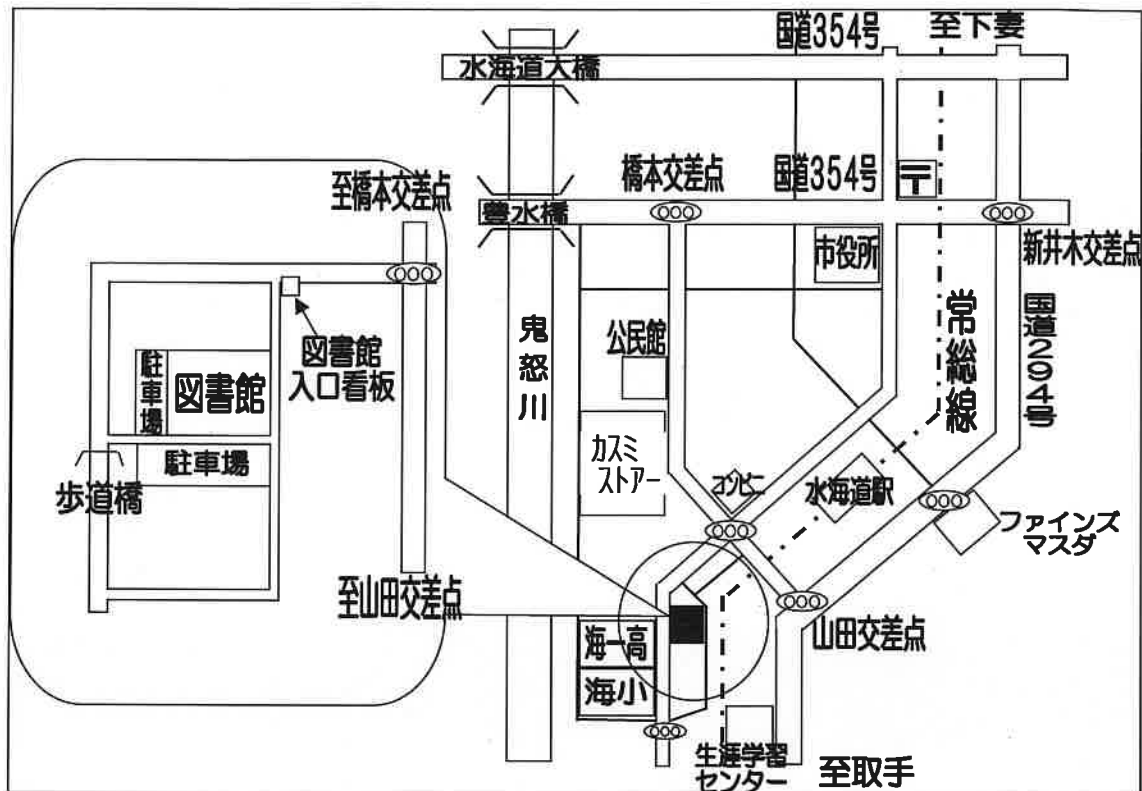
図書館の自由が侵されるとき、我々は団結して、あくまで自由を守る。

## 常総市民憲章

昭和44年7月22日制定

わたくしたちは、常総市民であることに誇りと責任を感じ、住みよいまちを築くために大きな希望をもって、ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、明るいまちをつくりましょう。
- 1 元気で働き、楽しいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、清らかなまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かなまちをつくりましょう。



## 常総市の図書館

令和2年度版（2020年版）

発行 令和2年7月

発行者 常総市立図書館

〒303-0034

常総市水海道天満町1606番地

電話 0297-23-5556

FAX 0297-23-5557

[http:// www.josolib.jp /](http://www.josolib.jp/)